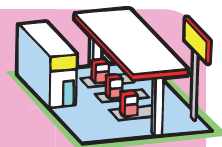


東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川県
で給油所を運営している方々へ

石油製品販売事業者向け！

(社)全国石油協会の 災害特別保証のご案内



石油協会では、この度東日本大震災の発生を受けて石油製品販売事業者様の経営をお手伝いするため「災害特別保証」を始めました。

金融機関から資金調達する際、石油協会が金融機関に対して借入債務を保証する制度です。

金融機関



融資

債務保証



地域の石油販売事業者

(社)全国石油協会

災害特別保証の特長は？

1. 保証料は一般保証の1/2としています！
2. 保証期間は7年、うち据置2年としています！
つまり、今月借りて支払いは2年後からも可能です！
3. 保証人は代表者のみです！ 社長が署名・捺印するだけです。
4. 罹災証明書などの証明書類は不要です！

* 保証を受けるには別途審査がございます。審査の結果によっては、御希望に添えない場合もございます。

詳しい制度内容については裏面をご覧ください。

石油協会ホームページ<http://www.sekiyu.or.jp>

災害特別保証の概要

対象者	青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川で給油所を運営している者
実施期間	平成25年6月9日まで
資金使途	運転資金
借入限度額	給油所を1カ所運営している者は、2,000万円まで 給油所を2カ所以上運営している者は、4,000万円まで ※但し、月商の2倍が上限
保証割合	100%
保証料	0.4% (石油協会へ別途支払い)
保証期間	7年以内、うち据置は2年以内
返済方法	元金均等返済

利用頂くためには出捐口(保証利用権、1口5万)が必要となります。

例) 2,000万円借入れる場合には、 $2,000万円 \div (5万 \times 100倍) = 4口$ 必要となります

お申し込み及び出捐口に対する相談(利用承諾(他の所有者からの借用)や購入)などに関するお問い合わせは下記の石油組合までお気軽にお問い合わせ下さい!

青森県石油商業協同組合	017-722-1400	栃木県石油協同組合	028-622-0435
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	茨城県石油業協同組合	029-224-2421
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	千葉県石油協同組合	043-246-5225
福島県石油業協同組合	024-546-6252	埼玉県石油業協同組合	049-235-5111
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	東京都石油業協同組合	03-3593-1421
山形県石油協同組合	023-684-1861	神奈川県石油業協同組合	045-641-1351
群馬県石油協同組合	027-251-1888	社団法人全国石油協会	03-5251-0460